

学校において予防すべき感染症 (学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

2020年2月1日施行

- ◎「学校において予防すべき感染症」(学校保健安全法施行規則第18条)に罹患した場合は、感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています(同規則第19条)。
 感染の危険がなくなるまで自宅療養してください(医師の許可が下りるまで)。
- ◎下記の感染症と診断された場合は、所属キャンパスの保健課、診療所に連絡してください。
- ◎ワクチン接種によって、罹患や重症化を予防できるものもあります(例:麻しん、風しん、インフルエンザ等)。適切な予防接種を推奨します。

分類	特徴	該当する感染症	出席停止期間の基準
第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス) 中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス) 新型コロナウイルス感染症 特定鳥インフルエンザ 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染し、 流行拡大のおそれがある感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	空気感染または飛沫感染が主体ではないが、 放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O157など) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

(※)「その他の感染症」は、**主治医より登校を控えるように指示された場合**、保健課(診療所)までご連絡ください。